大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の 日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年2月19日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田舟入ショッピングセンター

所在地 新発田市舟入町3丁目651 外

設置者 株式会社ウオロク 他2者

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・アークランドサカモト株式会社

(変更前)午前9時30分から午後9時00分

(変更後)午前6時15分から午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前)午前9時00分から午後8時30分

(変更後) 午前6時00分から午後10時00分

3 変更年月日

平成31年2月20日

4 変更の理由

アークランドサカモト株式会社の営業時刻を変更するため。

5 届出年月日

平成31年2月8日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成31年2月19日から平成31年6月19日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp